

## 福岡大学公的研究費不正防止計画

福岡大学において公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第7条に基づき、次のとおり、不正防止計画を策定する。

なお、本不正防止計画は、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成25年4月1日制定

### 1. 機関内の責任体系の明確化

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画及び実施状況
公的研究費の責任体系が明確でない。	公的研究費の責任体系に関する周知徹底不足から、組織としての責任体系が曖昧になるおそれがある。	「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を制定し、責任体系を明確にしている。ホームページや研究費執行マニュアル等にも掲載し、周知徹底を図っている。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画及び実施状況
公的研究費の執行ルールの認識が明確でない。	執行ルールが遵守されない。	研究費執行マニュアルを作成し、各研究者に配付している。また、執行に関する説明会も開催し、執行ルール等について周知徹底を図っている。
公的研究費に関わる関係者の意識が欠如している。	研究者が個人で獲得したものとの意識が強く、また、公的資金であるという意識が希薄である。	研究費執行マニュアルの配付及び説明会を開催し、周知徹底を行っているが、今後は研究者の意識向上を念頭においたアンケート調査の実施を検討する。
コンプライアンスに対する意識が低下している。	公的研究費の執行にあたり法令を遵守するという意識が欠如している。	不正発生の背景には組織による取り組みの不十分さという問題もあることから、認識を徹底させるために上位会議体や教授会等での情宣を図る。懲戒に関する規程もホームページや研究費執行マニュアル等にも掲載し、研究費に係る不正行為が懲戒の対象となることを周知徹底する。

### 3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画及び実施状況
年度末に予算執行が集中する。	年度末に予算執行が集中し、研究計画通りの研究費の使用ができない。	「研究費管理システム」により、研究者も予算執行状況を常に把握できる体制は構築できているが、必要な場合には、事務から確認や通知を行っている。
研究者自身による発注で業者との癒着が生じる。	発注については、研究者が自ら行っているため業者との不正な取引が生じるおそれがある。	検収については「検収確認担当者」を研究費ごとに設置し、確認している。発注については研究者に一任していることから、特定の業者への発注が多い研究課題については、ヒアリングの実施を検討する。

[旅費] 出張終了後に手続きが行われる。	研究目的との整合性や他の業務との重複が確認できない。	「旅費システム」による出張手続きは必ず事前に行なうように注意喚起している。
[旅費] カラ出張が行われる。	出張事実の確認不足により、出張旅費の水増しや架空請求のおそれがある。	「旅費システム」による決裁時に不明な点は出張当事者に確認を取っている。また、出張報告書、航空券の半券、学会予定表等の提出を求めることにしている。
[謝金] アルバイトのカラ雇用が発生する。	出勤簿の管理は研究室で行われており、事務は書面で確認するのみであり、研究者以外の実施確認が行われていないので、カラ謝金が発生するおそれがある。	出勤簿には研究者・勤務者双方の印鑑を押印させ、謝金は勤務者名義の銀行口座に直接振り込むことにしている。事務による勤務実態の把握方法を検討する。
[物品費] 業者から研究者への便宜供与が行われやすい。	業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた研究費を業者に預け金として管理させるおそれがある。	確実な検収確認を実施し、不正に関与した研究者及び業者は厳正に対処する。

#### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画及び実施状況
研究者の公的研究費に対する理解が希薄である。	公的研究費の適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄であることから、不正につながるおそれがある。	学内説明会、ホームページ等で周知徹底を行い、関連する規程等については研究推進部ホームページにも掲載している。研究推進課は研究費執行等に係る相談窓口として様々な問合せ等に対処している。
不正を知っても内部通報しない。	不正を知った者が通報することにより不利益な取扱いを受けることをおそれ通報しない。	内部通報した者に対する不利益を禁じた研究活動等の不正行為通報処理に関する規程を制定し、体制を整備している。内部監査室が通報窓口として設置されていることの情宣を図る。

#### 5. モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画及び実施状況
監査体制及び不正防止計画が厳格なものとなっていない。	研究費の細部に至る不正を確認できないおそれがある。	監査体制及び不正防止計画が厳格なものかどうかを研究推進部委員会で必要に応じ検討する。